

平成 31 年 3 月 4 日

## 過半数代表者の意見書

過半数代表者  
人間科学研究部門 教授  
渡邊 芳之

2 月 26 日に総務課より説明を受けました就業規則等の一部改正について、過半数代表者の意見を述べます。

### 1) 新年俸制の導入について

国の制度や予算措置の変更に伴う改正であり、過半数代表者として賛成します。ただし運用にあたっては現行年俸制適用者と新年俸制適用者に不公平が生じないようにすること、現行年俸制適用者も本人の人生設計に応じて新年俸制の適用を選択することができるようにすることなど、必要な配慮をおこなうよう希望します。

### 2) 常勤職員の職種の規定及び専門職の設定

職員の職種や勤務状況の現状に合わせた改正であり、過半数代表者として賛成します。運用にあたっては対象となる職員の給与や職務環境が低下することのないよう配慮を希望します。

### 3) 学長補佐等の見直し

学長補佐等の職務の見直しに伴って業務負担に見合った手当を支給するための改正であり、過半数代表者として賛成します。運用にあたっては学長補佐等の勤務や職責が過重なものにならないような配慮を求めます。

### 4) 管理職の手当の見直し

地震等緊急時の管理職の勤務に必要な手当等を支給するための改正であり、過半数代表者として賛成します。これについても、手当が支給されるとはいえ非常時の管理職の勤務や職責が過重なものにならないような配慮を求めます。

#### 5) 地域手当等の見直し

地域手当の異動保障については他地域からの円滑な人材確保のための改正であり、過半数代表者として賛成します。また文部科学省行政実務研修生の地域手当、寒冷地手当の改正についても、該当者の利益となることであり、賛成します。

#### 6) 年5日の年次休暇の確実な取得について

労働基準法の改正に対応するための規則改正ですので、過半数代表者として賛成します。ただしとくに教員については授業や学生指導、会議などで休暇が取得できないことが常態化していますので、事務系職員も含め安心して年次休暇を取得できる環境づくりも進めていただけるよう希望します。

#### 7) その他の規則等の整理

特任教員就業規則の改正については、教育研究の推進における特任教員の役割が大きくなっていることに対応したもので、過半数代表者として賛成します。しかし、そのように大学の運営に重要な役割を果たす教員が不安定な特任教員として雇用されていることは望ましいことではありません。外部資金等による雇用でなく、教育研究面で大学の通常業務に大きく貢献している特任教員については常勤雇用に転換していくことを求めます。

以上